

「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」
部会の設置について(案)

平成 23 年 2 月 9 日

新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会

1. 設 置

新興市場等の信頼性回復・活性化策の具体化に向けた検討を進めるため、別紙のとおり、検討項目ごとに部会を設置する。

2. 構成・運営

- (1) 部会は、市場関係者及び有識者等の委員をもって構成する。
- (2) 部会に部会長及び副部会長を置き、委員のうちから座長が選任する。
- (3) 委員が部会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 協議会の委員は、部会に出席することができる。
- (5) 部会長は、必要に応じ、委員以外の関係者を出席させることができる。
- (6) 議事の公開その他部会の運営については、「『新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会』の運営について」に準じて行う。

3. 事務局

部会の事務局は、証券取引所及び日本公認会計士協会の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上